

平成22年6月21日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

谷口修太田憲二

山田春男平木典道

沖宗正明中原洋美

永田雅紀三宅正明

桑田恭子母谷龍典

小規模多機能型居宅介護施設の整備促進に関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて

広島市議会議長名

小規模多機能型居宅介護施設の整備促進に関する意見書案

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族を巡る状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が創設されました。

当該制度は、その創設以来、国民の間に広く定着してきましたが、厚生労働白書においても指摘されているように、今後、我が国が更なる少子高齢社会を迎える中で、当該制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっているとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が急速に増加することも予想されており、こうした方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる基盤整備を着実に実施し、「明るく活力ある超高齢化社会」を構築していくことが求められています。

こうした課題等に対応するため、国においては、平成17年に、介護保険法を改正し、介護予防の推進や新たなサービス体系としての地域密着型サービスの創設等の取組を進めているところです。

中でも、その地域密着型サービスの一つとして位置付けられた「小規模多機能型居宅介護サービス」は、介護が必要となった高齢者が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、ショートステイ、デイサービス及びホームヘルプサービスの機能を併せ持ち、同じ場所で同じスタッフが、本人の生活をトータルに支え、24時間切れ間なくサービスを行うもので、高齢者及び家族を支える仕組みとして、大いに期待されていますが、現行の介護報酬では、単独での経営は極めて厳しい状況にあり、整備が進んでいないのが現状です。

よって、国会及び政府におかれでは、高齢者がいきいきと安心して暮らせる福祉社会の実現を図るため、この小規模多機能型居宅介護施設の整備が促進されるよう、人員・設備・運営の基準及びサービスと介護報酬の関係について実施状況を十分把握するとともに、市町村の意見を尊重し、必要な措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。